

重点 4 飲酒運転の根絶

運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに飲酒運転を根絶する。

★ 運転者

- ◎飲酒運転者に対する刑事処分や行政処分が大幅強化された意味を十分認識し、酒気を帯びた状態で車両等の運転をしない。
- ◎飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても車両等を運転しない。

★ 家庭・地域・職場

- ◎飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底およびハンドルキーパー運動を促進する。
- ◎飲酒運転の悪質性・危険性について、交通事故の悲惨さを訴えて理解を促すなど意識改革を推進し、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- ◎自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努める。

重点 5 交通安全新3S(シルバー・シー)運動の推進

交通事故の特徴を踏まえて策定した交通安全新3S運動を推進し、交通事故の抑止を図る。

★ シルバー (高齢者事故の防止)

- ◎運転者は、高齢者等に気付いた時には速度を落とす等の思いやり運転を実践する。
- ◎高齢歩行者は、夕暮れから夜間にかけて外出するときは、明るい服装や反射材用品等を着用する等、運転者から発見されやすいよう努める。
- ◎深夜に危険な行動が見られる高齢歩行者を見かけた時は「交通安全おたすけコール」(0776-23-4949)へ積極的に通報する。



★ スロー (ゆとりある速度の実践)

- ◎運転者は制限速度を守るほか、歩行者や自転車の急な進路変更や飛び出し等に対応できるよう、道路環境に応じた安全速度での運転を励行する。
- ◎家庭や職場において、速度の出し過ぎによる危険性や交通マナー向上の重要性などについて話し合い、交通安全の意識を高める。

★ シー (交差点・踏切事故の防止)

- ◎一時停止標識のある交差点や踏切を通過する際は、手前で確実に一時停止して前方、左右の安全確認を行うほか、警報機が鳴りだした場合は無理に進入しない。
- ◎信号のある交差点ではイエローストップに心がけ、信号の変わり目では無理に進入しない。
- ◎家庭において、交差点の危険性や横断時の安全確認の重要性等を話し合い、交差点での交通事故防止を図る。



秋の交通安全県民運動実施要綱

平成27年
平成27年8月4日
福井県交通対策協議会

第1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

★平成27年9月21日月から9月30日曜までの10日間
★交通事故死ゼロを目指す日：9月30日曜

第3 主 唱

福井県交通対策協議会

第4 スローガン

シルバー	おでかけは 明るい時間と目立つ服	ルール守って事故防止
スロ	気持ちに余裕 時間に余裕	運転する時のマイルール
シー	交差点 譲るやさしさ 待つゆとり	
脱!クルマ依存社会	クルマより 歩いてみよっさ	新習慣
飲酒運転根絶	家族の誓い「しない・させない	飲酒運転」



第5 統一行動日

平成27年9月18日金 「一斉街頭活動日」

第6の実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第7 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織に浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、これに基づき早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を活用して、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。

なお、交通事故の悲惨さ等の広報については、交通事故被害者や被害者家族の心情に配慮すること。



第8 運動の重点と取組み

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい使い方の徹底
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 交通安全新3S（シルバー・スロー・シー）運動の推進



重点 1 子どもと高齢者の交通事故防止

子どもとその保護者および高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図る。

★ 運転者

- ◎歩行中および自転車乗用中の子どもを見かけた時は十分な減速を行うほか、子どもの側方を通過する際には十分な間隔を保持するなど「子どもを見かけたらスローダウン」県民運動を推進する。
- ◎ゾーン30や通学路など生活道路における児童・生徒等の安全な通行を確保するための安全運転を推進する。
- ◎高齢歩行者等（高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者）、および高齢運転者標識を表示した車を見かけた時は、減速、徐行するなど、高齢者に配慮した思いやりのある運転に心がける。

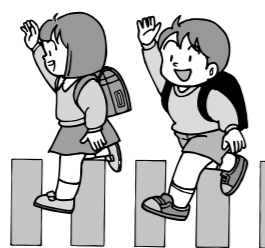
★ 高齢者

- ◎参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの習得および理解の向上と安全行動の促進を図る。
- ◎高齢運転者は、加齢に伴う身体の機能および運転技能の変化を認識し、その能力に応じた運転に心がけるほか、70歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識の表示に努める。
- ◎認知症等により安全な運転が困難となった場合は、運転免許の自主返納について検討する。



★ 家庭・地域・職場

- ◎幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人乗車用自転車乗用時におけるシートベルト着用等の安全利用を促進する。
- ◎子どもと高齢者に対する交通安全声かけの励行や交差点等における安全誘導など保護意識の醸成に努める。
- ◎あんしん歩行エリアやスクールゾーン等を地域や職場で点検し、子どもと高齢者の安心通行を確保する。



重点 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と夜間の交通事故を防止する。

★ 運転者

- ◎夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間のハイビーム実践運動またはスピードダウンの励行により、歩行者・自転車乗用者に対する事故防止に努める。

★ 歩行者・自転車利用者

- ◎夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や反射材用品を着用するとともに、自転車の正しい通行方法を理解し、正しい交通行動を実践する。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★夜間はライト点灯
 - ★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用



★ 家庭・地域・職場

- ◎交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性および反射材用品や明るい服装の着用効果等を理解・認識させる交通安全教育等を推進する。
- ◎歩行者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を推進する。



重点 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい使い方の徹底

自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい使い方を徹底し、交通事故発生時の被害防止や被害軽減を図る。

★ 運転者・同乗者

- ◎車に乗る時は、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを正しく着用する。
- ◎チャイルドシートの着用効果と着用する必要性を理解し、乳幼児の体格に合ったチャイルドシート等の使用と正しい使用方法を周知徹底する。
- ◎乳幼児に対して安易にシートベルトを使用したり、同乗者の膝の上に乳幼児を抱えた状態でシートベルトを着用したりしない。

★ 家庭・地域・職場

- ◎シートベルトの正しい装着方法やチャイルドシート本体の確実な取付け方法等について話し合い、正しい使用を習慣づける。
- ◎自動車で出かけるときは、シートベルト等の着用について互いに確認する。